

小諸市第 10 期高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画概要版(令和 6～8 年度)

令和 6 年 3 月 小諸市

小諸市は、団塊世代全てが 75 歳以上となる 2025 年(令和 7 年)を見据え、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで送ることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を柱に様々な事業を推進してきました。

さらにその先を展望すると、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる 2040 年(令和 22 年)に向け、総人口・現役世代人口が減少する中で、高齢者人口がピークを迎え、介護サービス需要が更に増加・多様化することが想定される一方、担い手の減少が顕著となることから、地域の高齢者介護を支える介護サービス基盤の整備、人材確保が重要です。

こうした状況を踏まえ、今回策定した令和 6 年度から 8 年度までを期間とする「小諸市第 10 期高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画」においても、地域包括ケアシステムを推進するとともに、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と資源がつながり、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を創っていく「地域共生社会」の実現を目指します。

基本理念

私たちがわたしらしく豊かに安心して暮らせる地域をめざして

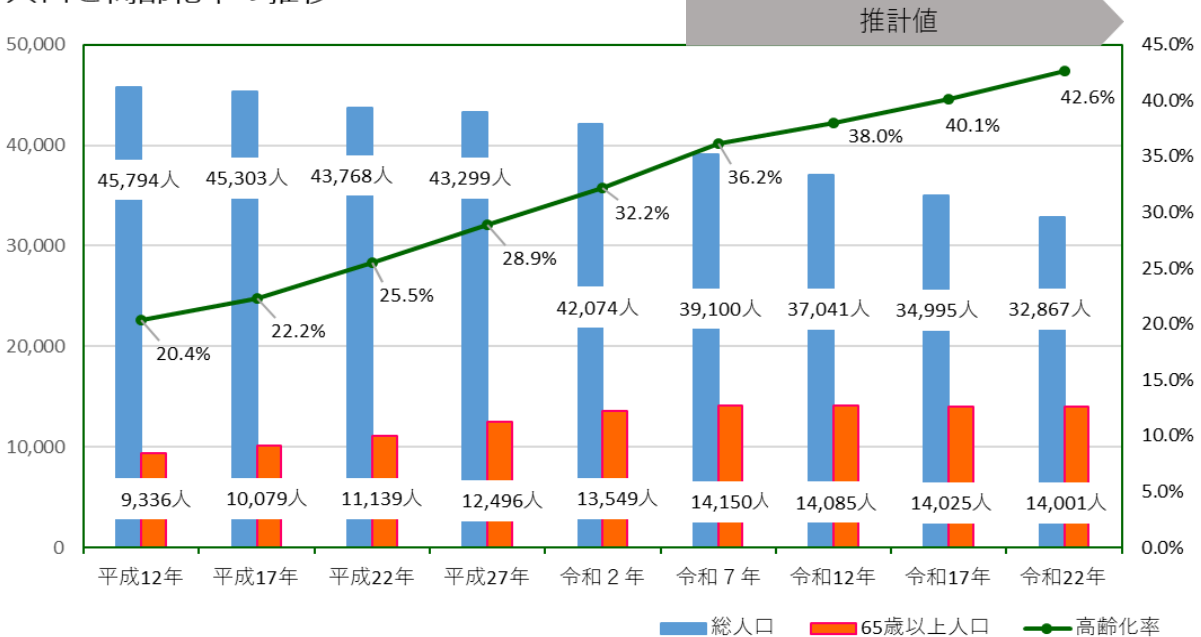
基本目標

- 1 高齢者の健康づくり・
介護予防の推進
- 2 地域共生社会の実現に向けた
地域包括ケアシステムの推進
- 3 持続可能な
介護保険制度の構築

施策

- 1-1 介護予防事業の推進
- 1-2 認知症施策の推進
- 2-1 自立した在宅生活への支援
- 2-2 社会参加・地域づくりの担い手確保の推進
- 2-3 在宅医療・介護連携の推進
- 2-4 権利擁護の取り組みの強化
- 2-5 地域で支え合う災害対策
- 3-1 介護人材の確保及び業務効率化の推進
- 3-2 介護保険サービスの質の向上及び適正利用の推進
- 3-3 総合事業・多様なサービスの推進

人口と高齢化率の推移



(出典) 平成 12 年～令和 2 年まで：小諸市の人口統計(年度当初)、令和 7 年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和 5(2023)年推計)」

計画の主な内容

1 - 1 介護予防事業の推進

- ・ 健康寿命の延伸を図るため、高齢者の心身の課題に応じたきめ細かな支援を行います。
- ・ 高齢者が社会参加できるような環境面（地域づくり、役割の創出）にアプローチします。
- ・ 地域の通いの場へ専門職が外向き、健康づくりやフレイル予防に関する健康教育を実施します。
- ・ フレイル状態にある方に保健指導を行い状態に応じ介護予防サービスへつなげます。

1 - 2 認知症施策の推進

- ・ 認知症に関する正しい知識及び正しい理解を深められるよう、あらゆる機会において広く啓発し、研修会等を開催します。
- ・ 認知症の方が、生きがいや希望を持って暮らせるよう、本人や家族の想い、感じていることを活かし地域支援体制づくりを進めます。
- ・ 認知症の方が、自立かつ安心して日常生活・社会生活を営めるよう見守り体制の構築を進めます。

2 - 1 自立した在宅生活への支援

- ・ 地域共生社会の実現の視点を取り入れ、地域ケア会議、在宅サービス調整会議等の取り組みを充実させます。
- ・ 生活支援コーディネーター及び協議体を中心に、様々な人・団体・地域支援を巻き込み、生活支援体制整備を進めます。
- ・ 在宅生活を送る高齢者に対し、多様なサービスを組み合わせる支援を行います。

2 - 2 社会参加・地域づくりの担い手確保の推進

- ・ 高齢者が活躍できる場、必要とされる作業や場面と、高齢者が活躍できる場とのマッチングを進めます。
- ・ 制度としてではなく、個々のマッチングという観点から、高齢者が社会に貢献できる仕組みを研究します。
- ・ 高齢者のスキルや強みをいかせる仕組みを検討します。

2 - 3 在宅医療・介護連携の推進

- ・ 小諸北佐久医療・介護連携推進協議会の2040年の目指す姿「小諸北佐久の医療・介護の切れ目ない連携により、自分が望む場所で自分らしく最後まで暮らすことができる」の実現に向け、多職種連携研修会による支援者の質の向上、住民向け講演会の開催等に取り組めます。

2 - 4 権利擁護の取り組みの強化

- ・ 高齢者虐待の相談・通報を受けた際は、法的責任に基づき市と地域包括支援センターが組織的に協議・対応します。
- ・ 本人、地域、支援者の権利擁護の意識向上、虐待の正しい理解、対応方法の獲得ができるよう支援します。

2 - 5 地域で支え合う災害対策

- ・ 防災担当課、保健福祉部局が連携して避難行動要支援者名簿の整備等に取り組みます。併せて、個別避難計画の作成を段階的に進めていきます。
- ・ 災害・感染症対策に係る体制整備を引き続き進めます。

3 - 1 介護人材の確保及び業務効率化の推進

- ・ 業務の改善や効率化を推進し、介護サービスの質の向上を目指します。
- ・ 県が設置予定のワンストップ窓口と連携し、介護保険事業者適切に情報提供等を実施します。
- ・ 介護業界への入職を目指す方の支援策や、現在就労している職員の離職を防ぐための支援策を検討します。

3 - 2 介護保険サービスの質向上及び適正利用の推進

- ・ 質の高い介護保険サービスが、自立支援と重度化防止の視点と給付適正化の根拠に基づき過不足なく提供されるよう、市民及び介護サービス提供事業者に対し、引き続き制度の周知や情報提供を行います。
- ・ 介護事業所に対する個別点検・指導等を通し、個々の課題に対する改善策の提案を引き続き行います。

3 - 3 総合事業・多様なサービスの推進

- ・ 事業の担い手となる市民等と協働し、通所型サービスB事業の支援、サービスC事業を継続して実施します。
- ・ 生活支援コーディネーター等との意見交換を通し、生活支援体制整備を推進するとともに、移動支援の検討をします。
- ・ 要介護者家族の離職を防ぐための対応を検討します。

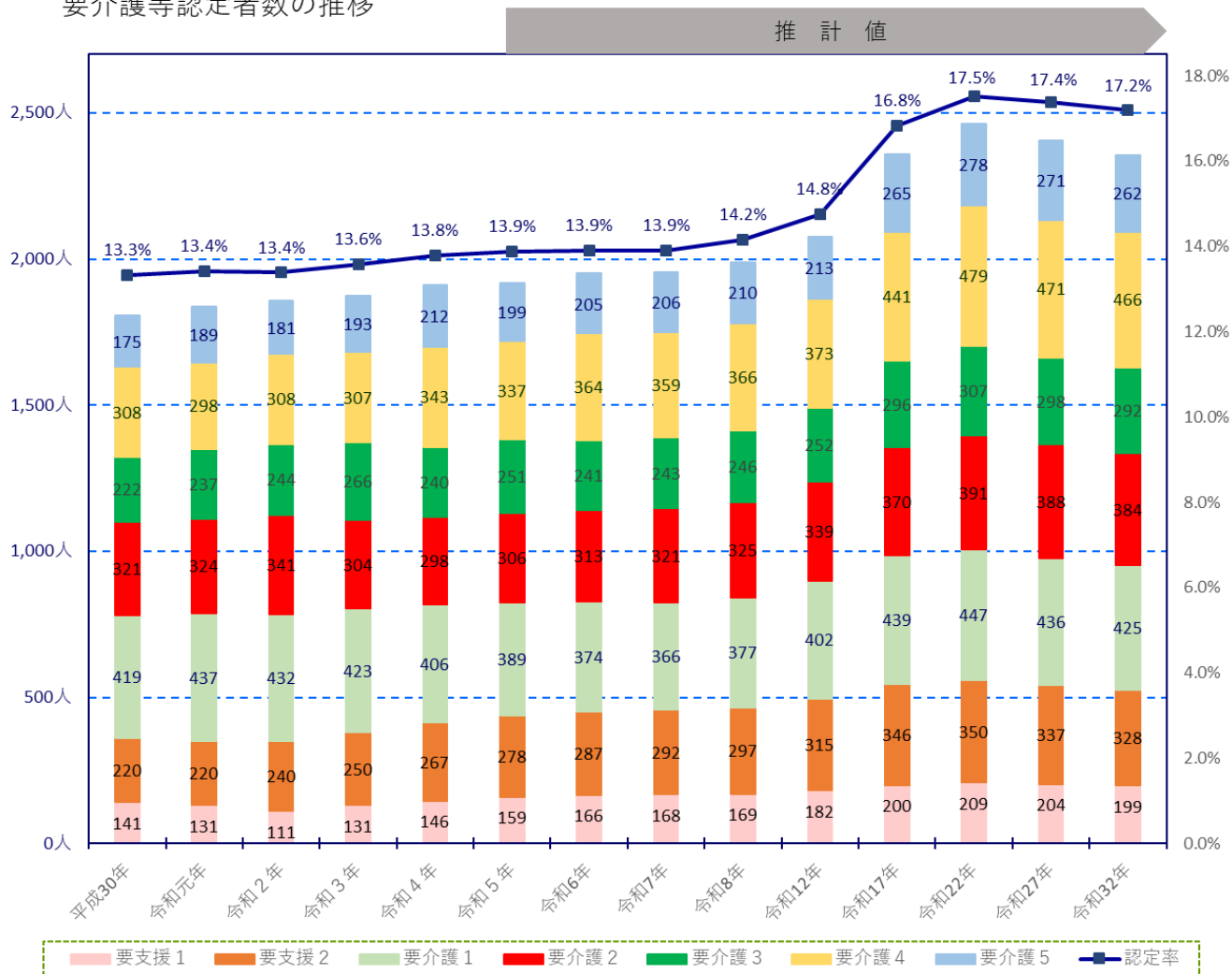
要介護等認定者と介護保険事業費の推計について

要介護認定者について

支援や介護を必要とする要支援・要介護認定者数は年々増加してきています。令和4年度末は1,912人でしたが、今後も後期高齢者数の増加傾向などとも連動して、徐々に増加するものと予想されます。

令和4年度末の介護保険認定率は13.8%で、国、県と比較して低く抑えられており、介護予防事業の一定の成果と考えられます。今後も認定率の上昇をできるだけ抑えるために、引き続き介護予防と重度化防止の取り組みが大切です。

要介護等認定者数の推移



平成30年から令和4年までは厚生労働省「見える化」システムの実績値による。(年度末)

令和5年度以降は厚生労働省「見える化」システムによる推計

介護保険事業費について

介護保険の給付費は年々増加すると考えられ、計画期間の3年間の合計では、約127億5千万円が必要と推計されます。

●介護保険事業費の推計

(単位：千円)

令和6年度	令和7年度	令和8年度
4,150,103	4,254,341	4,341,948

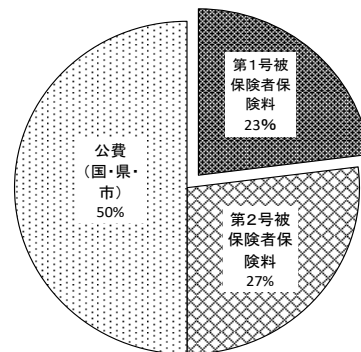
介護保険料について

介護保険の財源内訳

介護保険料の算出方法

介護保険料は、計画期間中に必要な介護給付費の 1/2 を被保険者（40 歳以上）の皆さんに負担していただくものです。

40 歳から 64 歳の皆さん（第 2 号被保険者）の介護保険料（給付費の 27%）は健康保険と一緒に納めていただきますが、65 歳以上の皆さん（第 1 号被保険者）の保険料（給付費の 23%）は直接小諸市に介護保険料として納めていただきます。



令和 6 年度から令和 8 年度までの介護保険料

65 歳以上の方（第 1 号被保険者）の介護保険料基準額は、第 8 期計画の保険料と同額としています（据え置き）。所得段階は、国の制度と合わせ、13 段階の区分とします。

所得段階	対象者	保険料率	年額保険料（円）
第 1 段階	住民税非課税世帯。 本人、生活保護受給又は老齢福祉年金受給者、 もしくは本人、合計所得＋年金収入 ≤ 80 万円	基準額 × 0.285	18,100
第 2 段階	住民税非課税世帯。 本人、80 万円 < 合計所得＋年金収入 ≤ 120 万円	基準額 × 0.485	30,900
第 3 段階	住民税非課税世帯。 本人、合計所得＋年金収入 > 120 万円	基準額 × 0.685	43,700
第 4 段階	住民税課税世帯。本人、住民税非課税で 合計所得＋年金収入 ≤ 80 万円	基準額 × 0.9	57,400
第 5 段階	住民税課税世帯。本人、住民税非課税で 合計所得＋年金収入 > 80 万円	基準額	63,800
第 6 段階	本人、住民税課税で 合計所得 < 120 万円	基準額 × 1.2	76,500
第 7 段階	本人、住民税課税で 120 万円 ≤ 合計所得 < 210 万円	基準額 × 1.3	82,900
第 8 段階	本人、住民税課税で 210 万円 ≤ 合計所得 < 320 万円	基準額 × 1.5	95,700
第 9 段階	本人、住民税課税で 320 万円 ≤ 合計所得 < 420 万円	基準額 × 1.7	108,400
第 10 段階	本人、住民税課税で 420 万円 ≤ 合計所得 < 520 万円	基準額 × 1.9	121,200
第 11 段階	本人、住民税課税で 520 万円 ≤ 合計所得 < 620 万円	基準額 × 2.1	133,900
第 12 段階	本人、住民税課税で 620 万円 ≤ 合計所得 < 720 万円	基準額 × 2.3	146,700
第 13 段階	本人、住民税課税で 合計所得 ≥ 720 万円	基準額 × 2.4	153,100

※第 1 段階から第 3 段階までの保険料は、公費による低所得者の保険料軽減措置後の金額です。

高齢者に関する相談窓口

●小諸市地域包括支援センター
〒384-0006
小諸市与良町六丁目 5 番 1 号
小諸市野岸の丘総合福祉センター内
電話 26-2250

●小諸市役所高齢福祉課
〒384-8501
小諸市相生町三丁目 3 番 3 号
電話 22-1700 内線 2131~2136